

償却資産申告書の提出には

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載をお願いします

1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

申告書の書き方をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。



2 本人確認の実施について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の（1）又は（2）の本人確認資料をご用意いただき、次のとおり、提示もしくは写しの添付をお願いいたします。

なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合は、本人確認資料の提示や写しの添付は不要です。

- ①窓口で申告書を提出される場合・・・窓口で本人確認資料をご提示ください。
- ②郵送で申告書を提出される場合・・・本人確認資料の写しを申告書に添付のうえ、ご提出ください。
- ③eLTAX（電子申告）による申告の場合・・・本人確認資料の添付は不要です。

（1）本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	 個人番号カード（裏面） 通知カード 住民票（個人番号付き）等	 個人番号カード（表面） 運転免許証 旅券（パスポート）等
	+	

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

※郵送で申告書を提出する場合は、上記確認資料（個人番号通知カード等）の写しを同封してください。

（2）代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理権確認資料	代理人の身元確認資料
窓口・郵送	本人の個人番号カード（裏面） 本人の通知カード 本人の住民票（個人番号付き）等	税務代理権限証書 委任状（裏面参照） 等	代理人の個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等
	+		+

※郵送で申告書を提出する場合は、委任状等の原本と上記確認資料（申告者本人と代理人）の写しを同封してください。

※上記以外の本人確認資料については、村上市ホームページをご参照いただくか、税務課までお問い合わせください。

3 その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載は無かったものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

委任状

村上市長

令和 年 月 日

私は、
住所
氏名
生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

を

固定資産税にかかる償却資産申告の代理人として定め、個人番号の提供にかかる一切の権限（代理人が使者等を選任し、使者等により申告書を提出させる権限を含む）を委任します。

委任者 住所
氏名 (印)
生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日
電話番号 ()